

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」(第4回)

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年4月1日～平成34年3月31日までの5年間

2. 計画の内容

目標1 男性の育児休業等の取得を促進する。

(対策)

平成29年～ リーフレット、社内報、イントラネット等の媒体を通じて
男性の育児への参加を促すための啓蒙活動を行う。

目標2 有給休暇の取得促進および所定外労働時間削減のための措置

(対策)

平成29年～平成34年 ・労使による時短推進協議会を開催
平成30年～ ・ノー残業デーの実施及び推進
・有給休暇取得促進期間を設定し、ワーク・ライフ・バランスの実現を図る。

以 上